

構成員を対象とした匿名による 本協会宛の苦情の取り扱いについて（お願い）

日頃より本協会の活動にご参加いただき、感謝申し上げます。

さて、この度、本協会の特定の構成員に関する処分を求める会長宛の文書が、匿名により複数回送付されました。本来、構成員に関する苦情については、以下の苦情処理規程に基づき苦情申立を受理し、倫理委員会による申立人、被申立人の双方から事実確認の調査及び審査を経て、理事会で審議することが原則です。

【苦情処理規程（抜粋）】

（受付要件及び受理等）

第7条 苦情申立書が、次に掲げる要件を備える場合、苦情申立を受理するものとする。

- （1）被申立人を特定できること。
- （2）申立人の連絡先（氏名・住所・電話番号等）が特定できること。
- （3）苦情内容が明記されていること。
- （4）当該事由が発生した時期が概ね特定可能であること。

しかしながら以下の理由により、理事会決議を経て当該構成員及び当該構成員の所属する都道府県精神保健福祉士協会（以下「都道府県協会」という）に聴取調査への協力を求めることといたしました。

- 投書には当該構成員の実名及び職場が記されており、個人を特定できたこと。
- 当該構成員の職場宛にも匿名の文書が再三送付され、当該構成員は結果として失職に至っており、本協会として構成員の権利擁護の観点から事実確認が必要と考えられたこと。
- 当該構成員の所属する都道府県協会宛にも同様の匿名投書が繰り返されているが、当該都道府県協会では事実確認を行う意思がないことを確認したこと。

結果として、当該構成員は調査に応じ、その供述に基づき理事会で審議し然るべき対応を行いました。ただし、複数の匿名文書による告発という形態について、投書をした方が本協会構成員である可能性は否定できず、そうせざるを得ない事情があったにせよ、理事会としては残念な思いが残りました。

構成員各位におかれましては、今後のために「精神保健福祉士の倫理綱領」について以下を再度ご確認くださいようお願いいたします。特に強調させていただきたいのは「批判に対する責務」です。専門職としての批判の目的は、断罪することにあるのではなく過

ちから目を背けずに内省を促し、相互研鑽に生かすことです。それが正しく機能するには、自分は傷つかず安全な位置から批難するのではなく、互いに痛みも共有しながら専門職としての成長を志向する発想が必要であることをご理解いただきたいと思います。

【精神保健福祉士の倫理綱領（抜粋）】

倫理基準

2. 専門職としての責務

(4) 批判に関する責務

c 精神保健福祉士は、他の精神保健福祉士の非倫理的行動を防止し、改善するよう適切な方法をとる。

(5) 連携の責務

d 精神保健福祉士は、職業的関係や立場を認識し、いかなる事情の下でも同僚または関係者への精神的・身体的・性的いやがらせ等人格を傷つける行為をしてはならない。

また、都道府県協会には本協会の都道府県支部の運営を担っていただく立場から、「精神保健福祉士の倫理綱領」に抵触すると考えられる事案を把握した際は、遅滞なく本協会への報告、相談をしていただくよう改めて依頼する予定であることを申し添えます。

2019年11月7日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木一恵